

広島県水道広域連合企業団週休2日モデル工事等実施要領

令和5年4月1日 制定

令和5年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日モデル工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日モデル工事

ア 週休2日とは、対象期間において、4週8休相当（対象期間の28分の8の日数のこと。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ウ 対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

（ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ） 工場製作のみが行われている期間

（ウ） 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、準備期間とは、工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。また、準備期間及び後片付け期間の日数は、土木工事標準積算基準書（参考資料編）に記載の日数を基本とする。

(2) 週休2日交替制モデル工事

ア 週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が28日分の8日の水準の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。

なお、一時的とは、2週間未満とする。

ウ 雨天時等で休日とする場合においても、週休日とすることができる。

エ 対象期間は、各業者が工事に着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、対象期間から除く日は、2（1）ウのとおりとする。

3 対象工事

（1）週休2日モデル工事

ア 発注者指定型

請負対象金額1千万円以上の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、発注者指定型で実施するものとする。

イ 受注者希望型

請負対象金額1千万円未満の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、受注者希望型で実施するものとする。

（2）週休2日交替制モデル工事

「週休2日交替制モデル工事」は、「週休2日モデル工事」での発注が困難な工事を原則、受注者希望型で実施するものとする。

4 実施方法

（1）週休2日モデル工事

ア 受注者は、受注者希望型において週休2日モデル工事を実施する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに週休2日取得が確認できる様式1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、「週休2日モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置ものとする。また、発注者は、看板設置等に必要な費用について、現場環境改善費として計上するものとする。ただし、災害復旧工事の場合は、看板の設置は求めないものとする。

エ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出すること。

オ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

カ 受注者は、週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で発注者に提出するものとする。

(2) 週休2日交替制モデル工事

ア 受注者は、週休2日交替制モデル工事を実施する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

イ 受注者は、「週休2日交替制モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。また、発注者は、看板設置等に必要な費用について、現場環境改善費として計上するものとする。ただし、災害復旧工事の場合は、看板の設置は求めないこととする。

ウ 受注者は、様式2「休日取得状況表（以下、「状況表」という。）」に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

エ 受注者は、工事完了後、状況表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出するものとする。

オ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

カ 受注者は、週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で発注者に提出するものとする。

5 経費の補正

(1) 週休2日モデル工事

週休2日モデル工事の場合は、「各経費の補正係数」及び別紙「市場単価の補正係数」をそれぞれ乗じるものとする。

発注者指定型については、【4週8休以上（現場閉所率又は休日率28.5%（8日／28日）以上）】の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、現場閉所実績に応じて補正係数を減じた変更契約を行うものとする。

また、受注者希望型は、4週6休以上であった場合は、変更契約時において、現場閉所実績に応じた経費の補正を行うものとする。

(2) 週休2日交替制モデル工事

週休2日交替制モデル工事の場合は、労務費及び現場管理費にのみ補正係数を乗じるものとする。

変更契約時において、技術者等の休日率（休日日数を対象期間で除した率）の平均技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間）の状況に応じた経費の補正を行うものとする。

各経費の補正係数

【4週8休以上（現場閉所率又は休日率 28.5%（8日／28日）以上）】

ア	労務費	1.05
イ	機械経費（賃料）	1.04
ウ	共通仮設費	1.04（週休2日モデル工事）
エ	共通仮設費	1.02（港湾土木請負工事積算基準を適用した週休2日モデル工事（以下「港湾工事」という。））
オ	現場管理費	1.06（週休2日モデル工事）
カ	現場管理費	1.03（港湾工事及び週休2日交替制モデル工事）

【4週7休以上4週8休未満（現場閉所率又は休日率 25.0%（7日／28日）以上 28.5%（8日／28日）未満）】

ア	労務費	1.03
イ	機械経費（賃料）	1.03
ウ	共通仮設費	1.03
エ	現場管理費	1.04（週休2日モデル工事）
オ	現場管理費	1.02（週休2日交替制モデル工事）

【4週6休以上4週7休未満（現場閉所率又は休日率 21.4%（6日／28日）以上 25.0%（7日／28日）未満）】

ア	労務費	1.01
イ	機械経費（賃料）	1.01
ウ	共通仮設費	1.02
エ	現場管理費	1.03（週休2日モデル工事）
オ	現場管理費	1.01（週休2日交替制モデル工事）

労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く。）とする。

なお、港湾工事については、4週8休以上のみ補正係数を乗じるものとする。

6 アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

7 工事成績評定

4週8休相当以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定表の「工程管理」及び「創

意工夫」で評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合でも、工事成績評定は減点しない。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年6月1日改正については、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この要領は、施行日から令和8年3月31日までの間は、広島県水道広域連合企業団事務局本部及び広島水道事務所の所管に係る工事に適用する。
- 4 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）の所掌する工事については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の規則等をこの規程とみなして適用する。
- 5 前項の規定において、構成団体の要領等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。